

令和2年4月28日

お客様各位

一般財団法人北海道建築指導センター

**新型コロナウイルス感染拡大に伴う
「緊急事態宣言」対象地域拡大に対する対応について**

日頃より当センターをご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染の全国的な拡大が懸念されるなか、4月16日の国の「緊急事態宣言」対象地域拡大を踏まえ、当センターでは緊急事態宣言解除まで、下記のとおり対応させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

お客様にご不便をおかけすることとなり、誠に恐縮ではございますが、ご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

1. 対応期間について

令和2年4月15日（水）から**緊急事態宣言解除**まで

2. 時差出勤について

感染リスクを低減するための時差出勤として、次のとおり営業時間の変更を実施いたします。

始業時刻	終業時刻	休憩時間
午前9時30分	午後6時00分	正午より1時間

3. 申請について

当センターに各種申請図書の提出を予定されているお客様におかれましては、可能な限り郵送、宅送またはメールをご利用いただけますようお願いいたします。

お急ぎの場合には、来所での申請も受付しておりますが、審査における対面時間を短くさせていただくため、待ち合い等でお待ちいただくことをご了承ください。

4. 事前相談について

当センターに事前相談を予定されているお客様におかれましては、可能な限り電話、FAX、メールなどをご利用いただけますようお願いいたします。

5. 職員の営業活動の制限について

お客様、お取引先様への職員の訪問（営業活動を含む）を極力控えさせていただきます。

6. センターご来所時の対応等について

当センター職員はマスク着用で対応させていただきます。また、皆様には、来所時のマスク着用と手指消毒をお願いしております。なお、手指消毒につきましては、受付入口にアルコール消毒液をご用意しております。